

## <2011 年アメリカ個人税法主要情報>

### 「2010 年 12 月 31 日に期限の切れる予定だったブッシュ減税を、2 年間延長」

2010 年 12 月 17 日にオバマ大統領は、今年年末に期限切れとなる予定だったブッシュ減税の 2 年間延長する法案及びその他の税法に署名しました。2011 年には以前の税率に戻る予定だったのがどうなったのか、主要なものを記述します。

共和党が 11 月のアメリカ中間選挙で大勝したため、オバマ大統領が民主党の反対を押さえ、共和党の主張を大きく取り入れた結果のコンプロマイズ（妥協）法案です。高額所得者や高額相続財産のある人には非常に有利な延長だと言えます。

#### 1. メーキング・ワーク・ペイ・クレジットの廃止

一人 400 ドル、夫婦で 800 ドルのクレジットがなくなります。2009 年申告では、源泉徴収をこの分少なくされていたので、給与所得者はタックス・リターンの際に還付されることがなく、メリットを身近に感じていなかった様子。

#### 2. 個人所得税率の据え置き

法案が可決されなかった場合：15/28/31/36/39.6%

法案が可決されたことによる税率：10/15/25/33/35%

#### 3. 長期キャピタル・ゲイン、配当に対する最高税率が据え置き

法案が可決されなかった場合：長期キャピタル・ゲイン 20%、配当 39.6%

法案が可決されたことによる税率：15%

#### 4. チャイルド・タックス・クレジットの据え置き

法案が可決されなかった場合：一人につき \$ 500-

法案が可決されたことによる税率：一人につき \$1,000-

日本の子供手当は月額ですが、アメリカでは個人申告の際に計算・還付されます。

#### 5. 従業員のソーシャルセキュリティタックス税率低減（2011 年から）

法案が可決されなかった場合：6.2%

法案が可決されたことによる税率：4.2%

\* 雇用主のソーシャル・セキュリティ・タックス（社会保障年金）税率は 6.2% で変わらず

\* CEILING TAXABLE WAGE（対象給与額）は、現状維持で \$106,800。

\* メディケア・タックス（高齢及び特別疾病医療税）は、1.45% で変わらず

#### 6. 連邦失業保険延長の据え置き

失業保険の 13 ヶ月延長の据え置き

#### 7. 連邦遺産税の最高税率が 35% に

2010 年は特例で 0 だったアメリカ連邦遺産税（日本の相続税に類似）が、

法案が可決されなかった場合：非課税額 1 ミリオン、最高税率 55%

法案が可決されたことによる税率：非課税額 5 ミリオン、最高税率 35%

参照サイト

<http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/n1036.pdf>

<http://estateplanninginfoblog.com/2010/12/obama-signs-new-tax-law-how-it-affects-you/>

<http://www1.umn.edu/ohr/payroll/tax/wagelimits/index.html>

<http://www.sheehancpa.com/Bulletin/news/?p=245>